

保険等の取扱い

指定管理者は、指定期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、下記要件は市が要求する最低限の条件であり、指定管理者の判断に基づき、さらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

(1) 施設損傷に対する保険（火災保険等）

てん補限度額（補償額）：2億円以上

(2) 維持管理・運營業務を対象とした第三者賠償責任保険

てん補限度額（補償額）：1名あたり5千万円以上、1事故あたり5億円以上
 : 財物1事故あたり1千万円以上
 : 死亡保証金 3百万円、後遺障害9万円～3百万円

入院及び通院補償

入院日数	補償額	通院日数	補償額
1日～5日	1万円	1日～5日	
6日～15日	3万円	6日～16日	1万円
16日～30日	6万円	16日～30日	3万円
31日～60日	9万円	31日～60日	4.5万円
61日～90日	12万円	61日～90日	6万円
91日以上	15万円		

補償する損害：維持管理・運營業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被害

保険期間：指定期間開始日から終了日までとする。但し、1年を保険期間とする保険契約を毎年度更新する取扱いすることを妨げない。

料金体系

単 位	使 用 区 分	使 用 料
1 人 1 回につき	一 般	市内 5 1 0 円
		市外 7 2 0 円
	中学生及び高校生	市内 2 0 0 円
		市外 4 1 0 円
	中学生未満	無料
	高齢者 (満 7 0 歳以上)	市内 2 0 0 円
市外 4 1 0 円		
回数券	1 1 枚綴りとして 1 0 回分の上記使用料金	

減免内容

- ・ 潮来市が主催する行事
- ・ 心身障害者の団体又は心身障害者本人及びこれらに同行する介護人が使用する場合（心身障害者本人が使用する場合は、障害者手帳 1 級から 3 級及び療育手帳（A）、A の者で、所在地又は住所が潮来市にある者に限る。）
- ・ 高齢者クラブ連合会及び単位クラブ会員が団体で使用する場合（これらの者の所在地又は住所が潮来市にある者に限る。）
- ・ 市長が特に必要があると認めたとき。

施 設 名	区 分	使 用 時 間	使 用 料
クローカーコート	1 面・半日	午前 9 時～午後 1 2 時	1, 0 2 0 円
	・半日	午後 1 時～午後 4 時	1, 0 2 0 円
	・1 日	午前 9 時～午後 4 時	2, 1 6 0 円
ゲートボールコート	1 面・半日	午前 9 時～午後 1 2 時	1, 0 2 0 円
	・半日	午後 1 時～午後 4 時	1, 0 2 0 円
	・1 日	午前 9 時～午後 4 時	2, 1 6 0 円
多目的コート (テニスコート)	1 面・半日	午前 9 時～午後 1 2 時	1, 0 2 0 円
	・半日	午後 1 時～午後 4 時	1, 0 2 0 円
	・半日	午前 9 時～午後 4 時	2, 1 6 0 円

※潮来市民は無料

減免内容

- ・ 潮来市が主催する行事の場合。
- ・ 市長が必要と認めたとき。